**平成２１年（フ）第２２２８号**
愛知県尾張旭市平子町長池上6365番地６
債務者　江守眞裕美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２４００号**
名古屋市中川区上高畑２丁目34番地　サンライトマンション103号
債務者　中川区役所職員食堂こと　丹羽　剛男
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５４１号**
名古屋市緑区相原郷２丁目818番地　ひまわりはうす201号
債務者　水野布美恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第６１３号**
愛知県額田郡幸田町大字深溝字南広畑23番地１
債務者　天野　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第６３号**
愛知県豊橋市中原町字東山56番地１　１－Ｃ
債務者　岡田　良子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第１０９号**
三重県伊勢市二見町西1138番地
債務者　福井まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第１１３号**
三重県伊勢市小俣町明野323番地４
債務者　寺田　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第６０号**
滋賀県長浜市西主計町357番地、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字中之元34番地９
債務者　宇野　智美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２１年（フ）第６２号**
滋賀県東浅井郡虎姫町大字三川1218番地
債務者　田中　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２１年（フ）第６４号**
滋賀県米原市柏原2916番地11
債務者　杉山　顕治
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２１年（フ）第３１７号**
岡山県倉敷市玉島勇崎1014番地１フレグランス大橋Ａ―201
債務者　松尾　順子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第３３３号**
岡山県倉敷市西阿知町新田７番地７
債務者　難波　永亘
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第１２号**
愛知県西尾市熊味町小松島73番地、申立時の住所愛媛県大洲市柚木358番地93
債務者　竹内　和栄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２１年（フ）第３０６号**
沖縄県島尻郡南風原町字宮平842番地の８名城アパート201
債務者　與那城純代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第２３２号**
茨城県下妻市田下564番地２　前沢住宅１号、破産申立時の住所茨城県つくば市上郷3740番地３
債務者　安田　ハギ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第９３２号**
千葉市中央区新町15番地13　丸三新町ビル505号
債務者　小松　正広
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第３４８号**
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1070番地20
債務者　江上須加子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第９５４号**
埼玉県川口市大字道合22番地の１　ライオンズガーデン東浦和402号
債務者　福田　敏雄
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係